

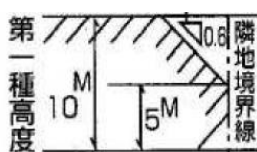
用途地域について

用途地域	建ぺい率	容積率	高さ制限	外壁後退	北側斜線制限	防火地域
第一種低層住居専用地域	50/100	100/100	10M	周囲1M	第一種高度	
第一種中高層住居専用地域	60/100	200/100			第二種高度	
第二種中高層住居専用地域	60/100	200/100			同上	
第一種住居地域	60/100	200/100			同上	
第二種住居地域	60/100	200/100			同上	
近隣商業地域	80/100	300/100				準防火地域
準工業地域	60/100	200/100				

「建ぺい率」とは、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合のことです。

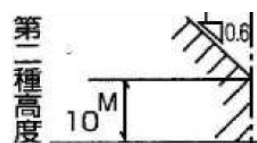
「容積率」とは、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合のことです。

「第一種高度」



建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じたものに5メートルを加えたもの以下とする。

「第二種高度」



建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに10メートルを加えたもの以下とする。